

下大利区

規 約

# 下大利区規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本区は下大利区(以下「本区」)と称し、事務所を下大利公民館に置く。

(目的)

第 2 条 本区は住民相互の親和、生活環境の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(構成)

第 3 条 本区は下大利区内に居住する住民及び事業者(以下「住民等」)をもって構成する。

(活動)

第 4 条 第 2 条の目的を達成するため、下大利区運営細則(以下「細則」)に基づく専門部会を設置し、文化・体育・育成・福祉、その他の活動を行う。

(役員等及び定数)

第 5 条 本区に次の役員等を置く。

- (1)役員 区長 1 名、副区長(主事を兼務する) 1 名、 会計 1 名
- (2)会計監査 2 名
- (3)評議員 9 名
- (4)顧問 若干名

(役員等の選出及び任期)

第 6 条

1. 役員及び会計監査は、役員選考委員会において、「細則」に基づいて選出する。
2. 評議員は、各組において推薦し、総会において承認を得る。
3. 顧問は区長が選任することができる。
4. 役員、会計監査及び評議員の任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。

(役員等の任務)

第 7 条

1. 役員
  - (1)区長 区を代表して、区の業務を総括する。
  - (2)副区長 区長を補佐し、区長に事故ある時は、これを代行する。
  - (3)会計 区の経理を掌握する。
2. 会計監査 本区の会計を監査する。
3. 評議員 評議員会に出席し、区長の諮問に応じて、重要事項等を審議する。

4. 顧問 区の運営に関し、区長から意見を求められた事項について、審議する。

(隣組長の選任、任期及び任務)

#### 第 8 条

1. 隣組長は各隣組において選任し、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 隣組長は、区長に隣組員の意見や要望を代弁し、区長からの指示や行事内容等を伝達する。

(会議)

第 9 条 本区に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 評議員会
4. 隣組長会
5. 運営委員会
6. 専門部会
7. 役員選考委員会

(総会)

#### 第 10 条

1. 総会は、最高の議決機関である。
2. 総会は、毎年4月に開催し、必要あるときは、区長が臨時総会を開くことができる。
3. 総会は、各隣組から選出された2名の代議員をもって構成する。
4. 総会は、委任状を含む二分の一以上の代議員の出席をもって成立する。
5. 総会は、次の事項を決議する。
  - (1) 事業報告及び収支決算について
  - (2) 事業計画及び収支予算について
  - (3) 専門部会の設置について
  - (4) その他運営に関する事項について
6. 議案は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会等)

#### 第 11 条

1. 役員会  
区長、副区長、及び会計の合議により、区の日常活動を行う。
2. 評議員会  
区長の諮問に応え、意見を具申する。
3. 隣組長会  
区長の業務を補佐し、隣組の意見・要望を集約する。

#### 4. 運営委員会

役員及び専門部会の代表者で構成し、第4条の活動を推進する。

#### 5. 専門部会

専門部会は、文化・体育・育成・福祉の活動を行う。

#### 6. 役員選考委員会

役員及び会計監査の選出時に設置され、評議員で構成する。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(区費)

#### 第13条

1. 本区内の住民等は総会において定める「細則」に基づき区費を納める。但し、特別の事情がある場合は、これを免除することが出来る。

2. 区費は、隣組長において徴収し、区会計に納める。

(運営費)

第14条 本区の活動に必要な経費は、区費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(役員との報酬)

第15条 役員等の報酬は総会において、これを決定する。

(規約の改正)

第16条 この規約の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

附則 この規約は、平成11年4月18日よりこれを実施する。

この規約は、平成19年4月15日よりこれを実施する。

この規約は、平成20年4月13日よりこれを実施する。